

騒音規制法の特定工場等に係る騒音の規制基準

騒音規制法第3条、第4条

(昭和44年2月20日 東京都告示第157号、

平成24年3月30日 多摩市告示第167号、改正：平成27年7月31日 多摩市告示第419号)

区域の区分		時間の区分			
地域 類型	あてはめ地域	朝 6時～8時	昼間 8時～19時	夕 19時～23時	夜間 23時～6時
第1種 区 域	・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域 ・上記の地域に接する地先及び水面	40 デシベル	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第2種 区 域	・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域 ・第1種住居地域 ・第2種住居地域 ・準住居地域 ・第1特別地域 ※ ₁ ・用途地域として定められていない地域（第1、第3、第4種区域を除く。）	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第3種 区 域	・近隣商業地域 (第1特別地域を除く。) ・商業地域 (第1特別地域を除く。) ・準工業地域 (第1特別地域を除く。) ・第2特別地域 ※ ₂ ・上記の地域に接する地先及び水面	55 デシベル	(8時～20時) 60 デシベル	(20時～23時) 55 デシベル	50 デシベル
第4種 区 域	・工業地域（第1、第2特別地域を除く。） ・上記の地域に接する地先及び水面	60 デシベル	(8時～20時) 70 デシベル	(20時～23時) 60 デシベル	55 デシベル
ただし、第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校（幼稚園を含む。）、保育所、病院、診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内（第1特別地域、第2特別地域を除く。）における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。					

備考

1. デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
2. 騒音の測定は、計量法第71条に規定する条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（F A S T）を用いることとする。
3. 騒音の測定方法は、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、指示値の90%レンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

※₁ 第1特別地域とは

近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち第1種区域に接する地域であって第1種区域の周囲30メートル以内の地域。

※₂ 第2特別地域とは

工業地域（第1特別地域に該当する地域を除く。）のうち第2種区域（第1特別地域を除く。）に接する地域であって第2種区域の周囲30メートル以内の地域。